

人間らしく働ける学校と教育を目指して 非常勤講師解雇撤回裁判

原告 赤井くるみ 山田ユリ子

新潟県にある私立加茂暁星高校で2007年3月、公立高校天下り校長のもと、専任教員の授業持ち時数を一方的に大幅に増やし、一度に12名もの非常勤講師を大量に解雇しました。私たちは、生徒の教育条件悪化につながる専任教員の労働強化や非常勤講師の安易な解雇は許さないとして、組合にも加入し、撤回をもとめて闘ってきました。しかし、校長ら学園は私たちとの面会も拒否し、組合との話し合いにもまともに応ぜず、契約期間満了のみを理由として解雇を強行してしまいました。

2007年12月の提訴から3年の昨年12月22日、「非常勤講師の解雇無効」との画期的な判決が新潟地裁で出され、私たちは多くの支援者とともに勝利の喜びをかみしめました。

判決は、非常勤講師の身分でも、雇用が長期間継続していたり、専任教員と同様の仕事をしていたりなど、雇用継続を期待する状況にあったこと。その場合は、雇用継続の満了だけでは解雇はできず、「社会通念場相当とされる客観的合理的理由が存在することが必要」であるとしていること。客観的合理的理由として「整理解雇四要件」をあてはめて判断し、いずれも要件を満たしていないとして、「原告らに対して恣意的に雇用契約を終了させようとしたと認めるのが相当」とし、解雇は無効としました。

また、判決は「雇用契約は現在も継続されるものと認めるのが相当」とし、解雇後も雇用が継続しているとの判断も示しました。

残念なことに学園は、新しい校長（またも、公立高校の天下り）のもとで、地裁判決を認めず控訴を強行しました。現在、東京高裁で控訴審が進行中です。私たちは、全国私教連顧問弁護団の応援も得て、東京高裁でも勝利判決を勝ち取れるよう闘っています。

高裁で学園側が主張していることは、正当な手続きで非常勤講師を採用しており、期限の定めのある雇用となっていること。20年度からは非常勤講師を雇い入れる必要がなくなっていることの2点です。

それに対して、わたしたちは、雇用手続きはあいまいで、毎年雇用されると期待できるものであったこと。20年度以降も非常勤講師を雇い入れるべき授業枠があったことなどを主張し反論しています。

学園側から出された証拠は、あまりにもお粗末で、数字の誤りや認識の不十分さが随所に見られ、学校運営そのものの力量すら疑われるものでした。これに対して、私たち原告団は、一つひとつ検証をし、丁寧な反論を行っています。

今回の事件の背景には、私立学校の減量経営を支えるために、非常勤講師を多用してきた私立学校特有の事情があります。加茂暁星高校では、困難な条件の中でも、非常勤講師を含めて教職員はいい教育をしたい、いい学校をつくりたいと長年奮闘してきました。公立天下り校長はこのことが分からず、1年契約だからと非常勤講師を使い捨てたのです。このため、学園の教育は危機的な状況に陥っています。

非正規雇用の教員を安易に使い捨てにしているという今回の判決は、同時に教育をまもる闘いでもあります。多くの人々が、さまざまな形で支援して下さっています。現在、高裁あての署名を取り組んでいます。ぜひ、多くの方々の声として署名を提出したいと考えています。控訴審第二回口頭弁論は7月6日（水）午後2時から808号法廷で開かれます。今後ご支援をお願いいたします。

連絡先 : にいがた私学争議団支援共闘会議
新潟市中央区弁天橋通1-13-13私学会館内
025-286-7600 sikyoren@wish.ocn.ne.jp